

新 旧 対 照 表

(注) ____を付した部分は改正関係部分である。

改 正 後	改 正 前
措置法第37条の10 《株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》 関係 (株式等に係る譲渡所得等の金額の計算) 37の10－3 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算は、次に掲げる順序によって計算することに留意する。 (1) 措置法令第25条の8第2項、同令第25条の9第5項及び第<u>11</u>項の規定により、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・。 (2) ・・・・・・・・、その金額の計算上生じた損失の金額がある場合には、措置法令第25条の8第1項、同令第25条の9第4項及び第<u>10</u>項の規定により、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・。 (3) ・・・・・・・・。 (4) ・・・・・・・・。 (5) ・・・・・・・・。 (6) ・・・・・・・・。 (注) 上記(1)から(4)までの計算に当たっては、措置法令第25条の8第1項及び第2項並びに同令第25条の9第4項、第5項、第<u>10</u>項及び第<u>11</u>項の規定により、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・。 ① ・・・・・・・・ ② ・・・・・・・・ ③ ・・・・・・・・ ④ ・・・・・・・・ ⑤ ・・・・・・・・ <計算例> ・・・・・・・・	措置法第37条の10 《株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》 関係 (株式等に係る譲渡所得等の金額の計算) 37の10－3 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算は、次に掲げる順序によって計算することに留意する。 (1) 措置法令第25条の8第2項、同令第25条の9第5項及び第<u>10</u>項の規定により、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・。 (2) ・・・・・・・・、その金額の計算上生じた損失の金額がある場合には、措置法令第25条の8第1項、同令第25条の9第4項及び第<u>9</u>項の規定により、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・。 (3) ・・・・・・・・。 (4) ・・・・・・・・。 (5) ・・・・・・・・。 (6) ・・・・・・・・。 (注) 上記(1)から(4)までの計算に当たっては、措置法令第25条の8第1項及び第2項並びに同令第25条の9第4項、第5項、第<u>9</u>項及び第<u>10</u>項の規定により、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・。 ① ・・・・・・・・ ② ・・・・・・・・ ③ ・・・・・・・・ ④ ・・・・・・・・ ⑤ ・・・・・・・・ <計算例> ・・・・・・・・

改 正 後	改 正 前
(付与された権利の行使等により取得した株式等の価額) 37の10－9 所得税法令第 109条第 1 項第 2 号《有価証券の取得価額》に規定する権利の行使により取得した株式等のその権利の行使の日（同令第84条第 4 号《株式等を取得する権利の価額》に掲げる権利の行使により取得した株式等にあつては、当該権利に基づく払込みに係る期日）における価額は、所基通23～35共－ 9 により求めた価額とする。 <u>また、上場株式等償還特約付社債（措置法令第25条の10の 2 第14項第10号に規定する上場株式等償還特約付社債をいう。以下同じ。）の償還により取得した上場株式等の取得価額は、当該上場株式等償還特約付社債の償還の日における当該上場株式等の価額によるものとし、その価額については、上記と同様とする。</u> <u>（有価証券オプション取引による権利の行使又は義務の履行により取得した上場株式等の取得価額）</u> 37の10－ 9 の 2 <u>証券取引法第 2 条第19項に規定する有価証券オプション取引（以下「有価証券オプション取引」という。）による権利の行使又は義務の履行により取得した上場株式等の取得価額は、次の区分ごとにそれぞれに掲げるところによる。</u> (1) <u>いわゆるコールオプションの買方が当該オプションの権利の行使により取得をした場合</u> <u>当該オプションの権利の行使により支出した金額及び一連の取引に関連して支出した委託手数料（当該委託手数料に係る消費税及び地方消費税を含む。）の合計額に支払オプション料を加算した金額</u> (2) <u>いわゆるプットオプションの売方が当該オプションの義務の履行により取得をした場合</u> <u>当該オプションの義務の履行により支出した金額及び一連の取引に関連して支出した委託手数料（当該委託手数料に係る消費税及び地方消費税を含む。）の合計額から受取オプション料を控除した金額</u> （所有期間を判定する場合の「取得をした日」） 37の10－19 措置法第37条の10第 2 項及び措置法令第25条の 8 第 5 項に規定	(付与された権利の行使により取得した株式等の価額) 37の10－ 9 所得税法令第 109条第 1 項第 2 号《有価証券の取得価額》に規定する権利の行使により取得した株式等のその権利の行使の日（同令第84条第 4 号《株式等を取得する権利の価額》に掲げる権利の行使により取得した株式等にあつては、当該権利に基づく払込みに係る期日）における価額は、所基通23～35共－ 9 により求めた価額とする。 （新 設） （所有期間を判定する場合の「取得をした日」） 37の10－19 措置法第37条の10第 2 項及び措置法令第25条の 8 第 5 項に規定

改 正 後	改 正 前
する株式の所有期間は、その株式を取得をした日の翌日から引き続き所有していた期間によるが、この場合における当該株式の「取得をした日」は、次による。 (1) (2) (3) (4) (5) 株式交換又は株式移転により取得した株式については、当該交換又は移転の日による。 <u>ただし、次に掲げる株式の「取得をした日」は、その取得の基因となった特定子会社株式の「取得をした日」による。</u> ① <u>措置法令第25条の8第15項に規定する株式交換等により取得をした措置法第37条の10第6項の上場特定株式等</u> ② <u>措置法令第25条の9第9項に規定する株式交換等により取得をした措置法第37条の11第2項の上場株式等</u> (注) <u>上記ただし書きは、平成15年1月1日以後に行う措置法第37条の10第6項に規定する上場特定株式等の譲渡及び同法第37条の11第2項に規定する上場株式等の譲渡について適用されることに留意する。</u> (6) (7) <u>上場株式等償還特約付社債の償還により取得した株式は、その償還の日による。</u> (8) <u>有価証券オプション取引による権利の行使又は義務の履行により取得した株式は、当該オプション対象株式の売買に係る決済の日による。ただし、納税者の選択により、その権利の行使の日又は義務の履行の日を取得をした日として申告があったときは、これを認める。</u> (注) (「譲渡の日前1年以内」の取得) 37の10-28 措置法令第25条の8第17項の規定における「譲渡の日前1年以内」とは、.	する株式の所有期間は、その株式を取得をした日の翌日から引き続き所有していた期間によるが、この場合における当該株式の「取得をした日」は、次による。 (1) (2) (3) (4) (5) 株式交換又は株式移転により取得した株式については、当該交換又は移転の日による。 (6) (注) (「譲渡の日前1年以内」の取得) 37の10-28 措置法令第25条の8第16項の規定における「譲渡の日前1年以内」とは、.

改 正 後	改 正 前
(合計所得金額等の計算) 37の10－29。 (1)、所得税法令第11条第2項及び同令第11条の2第2項に規定する「総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額」には、措置法令第25条の8第20項の規定により、.。 ① ② (2)。 措置法第37条の11の2 《平成13年9月30日以前に取得した上場株式等の取得費の特例》 関係 (合併等による上場株式等の取得の基因となった株式等が上場株式等でない場合) 37の11の2－1 「上場株式等の取得費の特例」の適用に当たって、平成13年10月1日以後に、居住者等が措置法第37条の11の2第2項第3号に規定する合併、措置法令第25条の10第4項に規定する法人の分割又は同条第5項に規定する株式交換等により取得した上場株式等は、その者が引き続き所有していたものとみなすこととされているが、当該合併前から保有していた合併前の法人株式、当該法人の分割前から保有していた分割法人株式又は当該株式交換等の前から保有していた特定子会社株式が平成13年10月1日において上場株式等に該当していなかった場合には、当該合併、法人の分割又は株式交換等により取得した上場株式等について同特例の適用はないことに留意する。 (廃 止)	(合計所得金額等の計算) 37の10－29。 (1)、所得税法令第11条第2項及び同令第11条の2第2項に規定する「総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額」には、措置法令第25条の8第19項の規定により、.。 ① ② (2)。 措置法第37条の11の2 《平成13年9月30日以前に取得した上場株式等の取得費の特例》 関係 (合併等による上場株式等の取得の基因となった株式等が上場株式等でない場合) 37の11の2－1 「上場株式等の取得費の特例」の適用に当たって、平成13年10月1日以後に、居住者等が措置法第37条の11の2第2項第3号に規定する合併又は措置法令第25条の10第4項に規定する法人の分割により取得した上場株式等は、その者が引き続き所有していたものとみなすこととされているが、当該合併前から保有していた合併前の法人株式又は当該法人の分割前から保有していた分割法人株式が平成13年10月1日において上場株式等に該当していなかった場合には、当該合併又は法人の分割により取得した上場株式等について同特例の適用はないことに留意する。 (株式交換等により取得した場合の所有期間) 37の11の2－5 <u>株式交換又は株式移転は、措置法第37条の11の2第2項に規定する事由には当たらないので、平成13年10月1日以後に、当該株式交換又は株式移転により取得した上場株式等については、「上場株式等の取</u>

改 正 後	改 正 前
(平成13年9月30日以前から引き続き所有していた上場株式等) 37の11の2－<u>5</u> 措置法令第25条の10第<u>6</u>項に規定する特定譲渡をした上場株式等が当該特定譲渡の時ににおいて平成13年9月30日以前から引き続き所有していた上場株式等に該当するかどうかの判定は、同項の規定により、その者が当該特定譲渡の前に取得をした当該譲渡上場株式等と同一銘柄の株式等のうち先に取得をしたものから順次譲渡をしたものとした場合に当該特定譲渡をしたものとされる当該同一銘柄の上場株式等の取得の日によるのであるが、この場合において、当該特定譲渡の前に次に掲げる事由により取得をした上場株式等がある場合は、当該上場株式等の取得の日は次に掲げる事由の区分に応じそれぞれ次に定める日により判定を行うことに留意する。 (1) (2) (3) (4) <u>措置法令第25条の10第5項に規定する「株式交換等」により取得した上場株式等（特定親会社の株式）</u> <u>その株式交換等により取得した特定親会社の株式のその取得の基因となった上場株式等（特定子会社株式）の取得の日</u> (取引所売買株式等) 37の11の2－<u>6</u>。 (最終の気配相場の価格) 37の11の2－<u>7</u>。 (2以上の市場に価格が存する場合) 37の11の2－<u>8</u>。	<u>得費の特例」の適用はないことに留意する。</u> (平成13年9月30日以前から引き続き所有していた上場株式等) 37の11の2－<u>6</u> 措置法令第25条の10第<u>5</u>項に規定する特定譲渡をした上場株式等が当該特定譲渡の時ににおいて平成13年9月30日以前から引き続き所有していた上場株式等に該当するかどうかの判定は、同項の規定により、その者が当該特定譲渡の前に取得をした当該譲渡上場株式等と同一銘柄の株式等のうち先に取得をしたものから順次譲渡をしたものとした場合に当該特定譲渡をしたものとされる当該同一銘柄の上場株式等の取得の日によるのであるが、この場合において、当該特定譲渡の前に次に掲げる事由により取得をした上場株式等がある場合は、当該上場株式等の取得の日は次に掲げる事由の区分に応じそれぞれ次に定める日により判定を行うことに留意する。 (1) (2) (3) (取引所売買株式等) 37の11の2－<u>7</u>。 (最終の気配相場の価格) 37の11の2－<u>8</u>。 (2以上の市場に価格が存する場合) 37の11の2－<u>9</u>。

改 正 後	改 正 前
(価格公表者) 37の11の2－<u>9</u>。 (その他価格公表株式等の最終の売買の価格等) 37の11の2－<u>10</u>。 (1) (2) (3) (新株権利落ち等があった場合の取扱い) 37の11の2－<u>11</u>。 (上場株式等の取得費の特例を適用した場合の株式等に係る譲渡所得等の金額の計算等における取扱い) 37の11の2－<u>12</u> 「上場株式等の取得費の特例」を適用することにより生じた譲渡所得の損失の金額は、措置法令第25条の8第1項、同条第2項、同令第25条の9第4項、同条第5項、同条第<u>10</u>項及び同条第<u>11</u>項に規定する計算並びに。 (株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する取扱いの準用) 37の11の2－<u>13</u>。 措置法第37条の11の3 《特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例》 関係 (特定口座内保管上場株式等を払い出した場合) 37の11の3－3 措置法令第25条の10の2第<u>22</u>項に規定する「特定口座内保管上場株式等の全部又は一部の払出し」とは、。 (1)。	(価格公表者) 37の11の2－<u>10</u>。 (その他価格公表株式等の最終の売買の価格等) 37の11の2－<u>11</u>。 (1) (2) (3) (新株権利落ち等があった場合の取扱い) 37の11の2－<u>12</u>。 (上場株式等の取得費の特例を適用した場合の株式等に係る譲渡所得等の金額の計算等における取扱い) 37の11の2－<u>13</u> 「上場株式等の取得費の特例」を適用することにより生じた譲渡所得の損失の金額は、措置法令第25条の8第1項、同条第2項、同令第25条の9第4項、同条第5項、同条第<u>9</u>項及び同条第<u>10</u>項に規定する計算並びに。 (株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する取扱いの準用) 37の11の2－<u>14</u>。 措置法第37条の11の3 《特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例》 関係 (特定口座内保管上場株式等を払い出した場合) 37の11の3－3 措置法令第25条の10の2第<u>21</u>項に規定する「特定口座内保管上場株式等の全部又は一部の払出し」とは、。 (1)。

改 正 後	改 正 前
(注)。 (2)。 措置法第37条の14 《株式交換又は株式移転に係る課税の特例》 関係 （株式交換等に際し1株未満の株式の譲渡代金を特定子会社の株主に交付した場合の取扱い） 37の14－2 措置法第37条の14第1項の規定を適用する場合において、特定親会社が、株式交換等に際し、特定子会社の株主に割り当てる新株に1株未満の株式が生じたためその1株未満の株式の合計数に相当する新株を他に譲渡し、その譲渡代金を1株未満の株式の当該特定子会社の株主に交付したときは、その1株未満の株式の当該特定子会社の株主に対してその1株未満の株式に相当する新株を割り当てたものとして取扱う。 なお、この場合において当該特定子会社の株主であった個人に割り当てられた1株未満の株式に相当する新株については同条第2項の規定による取得価額の計算が行われ、その上で譲渡があったものとして措置法第37条の10、第37条の11、<u>第37条の11の2</u>、第37条の12又は第37条の12の2の規定が適用されるのであるから留意する。 措置法第37条の14の2 《特定上場株式等に係る譲渡所得等の非課税》 関係 （取得対価の額） 37の14の2－3 措置法第37条の14の2第1項に規定する「取得対価の額」とは、次のとおりであることに留意する。 (1)。 (2)。 (3) <u>上場株式等償還特約付社債の償還により取得した特定上場株式等につ</u>	(注)。 (2)。 措置法第37条の14 《株式交換又は株式移転に係る課税の特例》 関係 （株式交換等に際し1株未満の株式の譲渡代金を特定子会社の株主に交付した場合の取扱い） 37の14－2 措置法第37条の14第1項の規定を適用する場合において、特定親会社が、株式交換等に際し、特定子会社の株主に割り当てる新株に1株未満の株式が生じたためその1株未満の株式の合計数に相当する新株を他に譲渡し、その譲渡代金を1株未満の株式の当該特定子会社の株主に交付したときは、その1株未満の株式の当該特定子会社の株主に対してその1株未満の株式に相当する新株を割り当てたものとして取扱う。 なお、この場合において当該特定子会社の株主であった個人に割り当てられた1株未満の株式に相当する新株については同条第2項の規定による取得価額の計算が行われ、その上で譲渡があったものとして措置法第37条の10、第37条の11、第37条の12又は第37条の12の2の規定が適用されるのであるから留意する。 措置法第37条の14の2 《特定上場株式等に係る譲渡所得等の非課税》 関係 （取得対価の額） 37の14の2－3 措置法第37条の14の2第1項に規定する「取得対価の額」とは、次のとおりであることに留意する。 (1)。 (2)。

改 正 後	改 正 前
<u>いては、37の10－9に定める価額をいう。</u> <u>(4) 有価証券オプション取引による権利の行使又は義務の履行により取得した特定上場株式等については、次の区分ごとにそれぞれに掲げるところによる。</u> <u>イ いわゆるコールオプションの買方が当該オプションの権利の行使により取得をした場合</u> <u>当該オプションの権利の行使により支出した金額に支払オプション料を加算した金額をいい、一連の取引に関連して支出した委託手数料（当該委託手数料に係る消費税及び地方消費税を含む。）を含まない。</u> <u>ロ いわゆるプットオプションの売方が当該オプションの義務の履行により取得をした場合</u> <u>当該オプションの義務の履行により支出した金額から受取オプション料を控除した金額をいい、一連の取引に関連して支出した委託手数料（当該委託手数料に係る消費税及び地方消費税を含む。）を含まない。</u> （新株予約権付社債のその新株予約権の行使による取得の範囲） 37の14の2－6 措置法令第25条の13の2第3項の規定により、「特定上場株式等に係る譲渡所得等の非課税」の規定の対象となる「取得」に含まれる新株予約権付社債のその新株予約権の行使及び転換社債のその転換権の行使による<u>上場株式等</u>の取得は、・・・・・・・・・・。 （取得期間内に取得をした上場株式等の判定） 37の14の2－11 取得期間内に取得をしたものとされる上場株式等に該当するかどうかの判定は、措置法令第25条の13の2第4項の規定によるが、この場合に、次に掲げる事由により取得し引き続き所有していたものとみなされる上場株式等については、次に掲げる事由の区分に応じそれぞれ次に定める日を当該上場株式等の取得の日とみなして判定を行うことに留意する。 (1) ・・・・・・・・ (2) ・・・・・・・・	（新株予約権付社債のその新株予約権の行使による取得の範囲） 37の14の2－6 措置法令第25条の13の2第3項の規定により、「特定上場株式等に係る譲渡所得等の非課税」の規定の対象となる「取得」に含まれる「<u>新株予約権付社債のその新株予約権の行使及び……転換社債のその転換権の行使による株式(出資を含む。)</u>の取得」は、・・・・・・・・・・。 （取得期間内に取得をした上場株式等の判定） 37の14の2－11 取得期間内に取得をしたものとされる上場株式等に該当するかどうかの判定は、措置法令第25条の13の2第4項の規定によるが、この場合に、次に掲げる事由により取得し引き続き所有していたものとみなされる上場株式等については、次に掲げる事由の区分に応じそれぞれ次に定める日を当該上場株式等の取得の日とみなして判定を行うことに留意する。 (1) ・・・・・・・・ (2) ・・・・・・・・

改 正 後	改 正 前
(3) <u>(4) 同条第 5 項第 4 号に規定する株式交換等により取得した上場株式等 (特定親会社の株式)</u> <u>その株式交換等により取得した特定親会社の株式のその取得の基因と なった特定子会社株式の取得の日</u>	(3)

改 正 後				改 正 前			
別 表 ○ 取得対価の額を証する書類（措規18の15の2③）				別 表 ○ 取得対価の額を証する書類（措規18の15の2③）			
区 分	作成する者	取得対価の額を証する書類	記載を要する事項	区 分	作成する者	取得対価の額を証する書類	記載を要する事項
権利行使に係る請求による <u>上場株式等</u> の取得 〔新株予約権付社債又は転換社債の取得、保管及び請求の全てを同一の証券業者が行った場合〕	証券業者	当該権利行使に係る請求により取得した <u>上場株式等</u> の「取得対価の額を証する書類」	①取得年月日、②銘柄、③数、④新株予約権付社債又は転換社債及び <u>上場株式等</u> の取得に要した金額、⑤取得者の氏名・住所、⑥その他の事項	権利行使に係る請求による <u>株式・出資</u> の取得 〔新株予約権付社債又は転換社債の取得、保管及び請求の全てを同一の証券業者が行った場合〕	証券業者	当該権利行使に係る請求により取得した <u>株式（出資）</u> の「取得対価の額を証する書類」	①取得年月日、②銘柄、③数、④新株予約権付社債又は転換社債及び <u>株式</u> の取得に要した金額、⑤取得者の氏名・住所、⑥その他の事項
<u>上場株式等償還特約付社債の償還による上場株式等の取得</u>	証券業者	当該償還により取得した <u>上場株式等</u> の「取得対価の額を証する書類」	①取得年月日、②銘柄、③数、④当該償還の日における当該 <u>上場株式等の価格に相当する金額</u> 、⑤取得者の氏名・住所、⑥その他の事項				
<u>有価証券オプション取引の権利の行使又は義務の履行による上場株式等の取得</u>	証券業者等	当該権利の行使又は義務の履行につき作成された取引報告書（証券取引法41）、取引残高報告書（証券会社に関する内閣府令別表8）、「これらに相当する書類」	①取得年月日、②銘柄、③数、④当該 <u>上場株式等の取得に要した金額</u> 、⑤取得者の氏名・住所、⑥その他の事項				
(注)				(注)			